

# 鹿児島市すこやか子育て交流館 会計年度任用職員募集要項

## 1 職名、職務内容及び採用予定人員

職名、職務内容及び採用予定人員は次のとおりです。

職 名	職 務 内 容	採用予定 人 員
すこやか子育て交流館 子育て支援員(保育士)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内の利用者の見守り・助言</li> <li>・講座イベント等の実施</li> <li>・子育てに関する相談等への対応</li> <li>・子どもの一時預かり</li> <li>・来館者の受付・案内 ほか</li> </ul>	2名
すこやか子育て交流館 子育て支援員(栄養士)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内の利用者の見守り・助言</li> <li>・講座イベント等の実施</li> <li>・子育てに関する相談等への対応</li> <li>・来館者の受付・案内 ほか</li> </ul>	1名

## 2 申込資格

(1) 申込資格は、次のとおりです。

職 名	申 込 資 格
すこやか子育て交流館 子育て支援員(保育士)	保育士の資格を有する者のほか、全国共通の子育て支援員研修制度における基本研修及び専門研修（一時預かり事業又は、地域型保育）を修了した者等であって、子育て親子の支援に関して意欲があり、子育ての知識と技術を有する者
すこやか子育て交流館 子育て支援員(栄養士)	栄養士の資格を有する者であって、子育て親子の支援に関して意欲があり、子育ての知識と技術を有する者

(2) 上記(1)の申込資格にかかわらず、次のいずれか（欠格条項）に該当する場合は、申し込むことができません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・鹿児島市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過していない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3 勤務条件

任用期間	令和7年1月1日から令和7年3月31日まで ※ 年度を超えての更新はありませんが、任期ごとに面接や従前の勤務実績に基づく客観的な能力実証を行ったうえで、2回までは公募によらず、再度任用されることがあります。
勤務日	週5日（土日祝日の勤務あり。週休日は不定期）
勤務を要しない日	祝日、12月29日～翌年1月3日、その他シフト表による。 ※祝日の勤務を命じる場合があります。
勤務時間	週28時間45分以内 ※ 交代制として下記のAからEまでの勤務時間の組み合わせによる。 A勤務：8時30分から15時15分まで B勤務：10時30分から17時15分まで C勤務：9時から17時まで D勤務：12時45分から17時15分まで E勤務：9時45分から16時30分まで 休憩時間60分（Dは無し）
勤務場所	鹿児島市与次郎一丁目10番17号 すこやか子育て交流館（りぼんかん）
給料、給料形態、手当	給料（報酬）額は、鹿児島市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき、実務経験や職責等を考慮の上、決定します。（給与改定の状況等により変動することがあります。） 子育て支援員 月額 155,600円～174,700円 （4年以上の職務経験がある場合、174,700円） 給料支払日：当月22日（土日、祝日等の場合はその直前の平日） ※ 期末手当、勤勉手当、通勤手当がそれぞれの支給要件に応じて支給され ます。 ※ 祝日の勤務に関する報酬は、勤務をした月の翌月に、実績に基づいて支給 します。
休暇	任用期間に応じて年次有給休暇を付与（年間 最大20日）
社会保険等	健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度があります。
服務	地方公務員法に規定する服務に関する規定（守秘義務、信用失墜行為の禁止、職務専念義務、政治的行為の制限など）が適用されるとともに、非違行為等があった場合には懲戒処分の対象となります。

#### 4 選考の方法及び内容

選考は書類選考（一次選考）及び面接選考（二次選考）とし、面接選考は書類選考の合格者について行います。

	選 考 の 内 容
書類選考	申込書及び作文による選考を行います。
面接選考	主として職務適正、コミュニケーション能力等の評価を行います。

#### 5 選考の日時、場所及び合格者の発表 ※ 日程等は変更になる場合があります。

(1) 書類選考の合格者発表

可否の結果は、文書で本人宛てに通知します。

(2) 面接選考

日 時

日時、場所等の詳細は、確定次第、書類選考合格者宛てに通知します。

※ 面接日を含め交通費の支給はありません。

(3) 面接選考の合格者発表

可否の結果は、面接実施後に文書で本人宛てに通知します。

#### 6 選考結果の開示

選考の結果については、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第1号の規定により、口頭で開示を申し出ることができます。（下表参照）

区分	開示申出ができる人	開示内容	開示期間	開示場所
書類選考	全申込者	総合得点、合格最低点及び順位	可否の結果発送の日から起算して 1か月間	鹿児島市 こども政策課 交流係 (すこやか子育て交流館)
面接選考	二次選考不合格者			

開示申出をする場合は、必ず申込者本人（代理は認めません。）が、本人であることを証明する書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券等）を持参し、鹿児島市こども政策課交流係へ直接お越しください。電話、はがき等による申出では開示できません。

開示受付は、開示期間内の9時から17時までです。ただし、土日祝日及び休館日（第1月曜日）は受け付けておりません。

## 7 申込手続及び受付期間

持参又は郵送のいずれかの方法で申し込んでください。

「募集要項」及び「申込書」は、鹿児島市ホームページからダウンロードできます。

(<https://www.city.kagoshima.lg.jp/>→検索ワード「すこやか子育て交流館会計年度任用職員募集」で検索)

※ 募集要項等を郵便で請求するときは、封筒の表に「募集要項請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角型2号）を必ず同封してください。

### (1) 提出書類

- ① 申込書 1通
- ② 資格を証明する書類の写し
- ③ 作文（下記テーマについて、自身の考えを記入すること。（題名は自由、市販の400字詰め原稿用紙2枚程度に700～800字程度）  
テーマ：りぼんかんに遊びに来る親子に対し、職員として求められる能力は何か。

### (2) 提出先

鹿児島市こども政策課交流係（鹿児島市すこやか子育て交流館（りぼんかん））  
〒890-0062 鹿児島市与次郎一丁目10番17号  
電話 099-812-7740 ファックス 099-812-7744  
Eメール [kodo-kouryu@city.kagoshima.lg.jp](mailto:kodo-kouryu@city.kagoshima.lg.jp)

※ 郵送で申し込むときは、封筒の表に「申込書在中」と朱書きしてください。

### (3) 申込みの受付期間及び受付時間

- ・受付期間 令和6年12月10日（火）まで
- ・受付時間 9時から17時まで

## 鹿児島市すこやか子育て交流館の施設概要

### 1. 設置の目的

子育て中の親の不安感や負担感を軽減するとともに、子育て家庭や子育て支援団体等の活動を様々な角度からサポートする総合的な子育て支援の拠点施設として、平成22年10月に開館しました。

親子が気軽に集い、相互に交流する場を提供するとともに、育児相談や子どもの一時預かり、子育てに関連する情報の発信や関係団体等との連携・情報の共有化を行い、子育て支援のネットワーク作りを進めます。

### 2. 施設の住所等

- (1) 住所 鹿児島市与次郎一丁目10番17号
- (2) 階数 本館 5階建て 別館 1階建て  
交流、遊びのフロア、調理、木工、水遊びや砂遊びができる施設などを備えています。

### 3. 開館日、開館時間

- (1) 開館日 毎月1回の休館日及び年末年始を除く毎日
- (2) 開館時間 9:00~17:00

### 4. 施設の利用者

- (1) 小学校3年生までの者及びその家族
- (2) 妊娠中の者及びその者に同伴する者
- (3) 子育て支援に係る活動を行う者
- (4) 子育てに係る相談等を希望する者

### 5. 主な機能

親子が気軽につどい、遊び、交流し、子育て家庭をサポートします。

遊具などで遊んだり、お菓子作りや工作、子育てに関する相談ができるほか、さまざまな子育て情報の発信や子育てグループの活動、交流の支援、乳幼児の一時預かりなどを行います。

- (1) 親子がつどい交流する機能
- (2) 親子でふれあい遊び、学ぶ機能
- (3) 子育てに関する相談、援助機能
- (4) 子育てに関する講習会等の実施機能
- (5) 子育てに関する活動を行う団体等とのネットワークの構築及びこれらの団体等の支援機能
- (6) 子育てに関する情報の収集及び提供機能
- (7) 子どもの一時預かり機能